（各課様式１）

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　　支出科目　款：教育費　項：保健体育費　目：学校健康教育費

事業名　学校環境衛生設備整備費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　体育健康課　学校保健係　電話番号：058-272-1111（内 3593）
E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1　事業費　　　　　　　　　　494 千円（前年度予算額：494 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	494	0	0	0	0	0	0	0	494
要求額	494	0	0	0	0	0	0	0	494
決定額	494	0	0	0	0	0	0	0	494

2　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

　学校保健安全法に位置付く学校環境衛生基準に基づく検査に必要な機器については当課が購入し、６圏域の拠点校（岐阜商業高、大垣工業高、武義高、加茂高、東濃フロンティア高、飛騨高山高岡本校舎）に配備している。

　検査機器について使用状況、経年による故障等を拠点校で実地確認し、状況を把握することともに、検査機器を定期的に校正・修繕することで、適正な検査を実施することができる。

（２）事業内容

◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器に係る校正費用
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器の修繕費
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器の実地確認旅費
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器等に係る消耗品費
◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器等の備品購入費

（３）県負担・補助率の考え方

県１０／１０

県立学校で実施する各種検査を行うために機器の確認、消耗品費及び校正・修繕費用を県が負担するのは妥当。

（４）類似事業の有無

無

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需要費	168	消耗品費 126 千円、修繕費 42 千円
役務費	300	
旅費	26	
合計	494	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）各種計画での位置づけ

・第３次岐阜県教育ビジョン

基本方針５　学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

目標２５　学校施設の整備の充実

（２）事業の必要性

県立学校（８３校）の児童生徒の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を適正に検査するために、確認及び校正を実施する必要がある。

（３）後年度の財政負担

検査機器の定期的な更新及び調整（校正）・修繕に係る予算が必要である。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　６圏域の拠点校に配備した学校環境衛生検査機器を確認し、校正を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値（前々年度末時点）	目　標	達成率
	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	%
	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

　検査機器の精度調整（校正）等、整備に要する経費であるため、目標設定することはなじまない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
　ホルムアルデヒド・二酸化窒素両用検知器、デジタル二酸化炭素モニターの校正を実施した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
　機器の校正を行ったことにより、正確に検査が実施できるようになった。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い　　△：必要性が低い	
（評価） ○	学校環境衛生基準により、環境検査が義務付けられており、適正な検査が必要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	検査機器の定期的な校正及び修繕をすることにより、検査精度を維持していく。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている　　△：向上の余地がある	
（評価） ○	隣県内の各地域において、検査機器を利用しやすいように拠点となる学校に配置しており、利便性を高めている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 機器の故障等による検査未実施を防ぐため、機器の更新計画をたて、定期的に機器を更新していくことにより、検査及び検査精度を維持していく。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も定期的な検査機器の更新及び機器校正を実施することにより、検査の実施及びその検査精度を維持していく。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	

（各課様式１）

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　　支出科目　款：教育費　項：保健体育費　目：学校健康教育費

事業名　学校保健総合支援事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　体育健康課　学校保健係　電話番号：058-272-1111（内 3593）
E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　　　　800 千円（前年度予算額：1,590 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	1,590	1,590	0	0	0	0	0	0	0
要求額	800	800	0	0	0	0	0	0	0
決定額	800	800	0	0	0	0	0	0	0

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

・２人に１人が罹患するという「がん」については、小学校からの教育の必要性が問われている。また、学習指導要領の改訂により、中学校、高等学校におけるがん教育の充実が求められている。

・がん教育の実施率は高いが、外部講師を活用した授業の実践は十分でないことが課題としてある。

（２）事業内容

[がん教育]

・がんについての正しい知識を習得するために、専門医等を講師とした研修会を開催する。

・モデル校を指定し、外部講師を活用した授業の充実を図る。

（３）県負担・補助率の考え方

・国委託事業

（４）類似事業の有無

・無

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	505	専門医等派遣にかかる講師謝金、連絡協議会委員謝金
旅費	259	専門医等派遣にかかる講師旅費、連絡協議会委員旅費 国主催の研究協議会、指導者研修会等の参加業務にかかる旅費
需用費	13	事務用品等購入費、会議用お茶代
役務費	3	郵便料
使用料・賃借料	20	会場借り上げ料
合計	800	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）各種計画での位置づけ

・第３次岐阜県教育ビジョン

基本方針３　未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進

目標 17　健康教育・食育の推進

（２）経緯

平成３０年度までは、性に関する指導普及推進、薬物乱用防止教育支援、がん教育総合支援事業を実施。

文部科学省の委託内容変更により、令和３年度からは、がん教育総合支援事業のみ実施。

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　関係者による「協議会」でがん教育の在り方について検討し、外部講師を活用した授業モデルを示すとともに、外部講師の講師派遣体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値（前々年度末時点）	目　標	達成率
がん教育に関する講習会の開催回数	（H　）	6回（H30）	7回（H31）	0回（R2）	8回（R3）	－
協議会の開催	（H　）	2回（H30）	2回（H31）	2回（R2）	2回（R3）	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
　・令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、指導者を対象とした研修会を実施できなかったが、モデル校での授業実践を２地区で実施し、３年計画であった県内全ての地域での実施を完了した。

【協議会の開催】
　・２回開催（１０月、２月）　参加者各１４人

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
　がん教育においては、モデル校の授業実践を通し、中学校、高等学校における授業モデルを作成することができた。また、その成果をホームページで公表し、周知を図ることができた。
　今後は、各学校において授業モデルを参考に授業を実施していく。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い　　△：必要性が低い	
（評価） ○	がん教育については、がん対策推進基本計画や新学習指導要領の中に児童生徒に対するがん教育を推進することが明示された。 外部講師を活用し、充実したがん教育の実施が求められている。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	がんの専門医やがん経験者と連携した授業実践を３年間実施してきた成果として、外部講師を活用した授業モデルの周知、講師派遣体制を構築した。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている　　△：向上の余地がある	
（評価） ○	県内６地域で授業実践する際には、各地域にあるがん診療拠点病院に講師を依頼し、効率化を図っている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 学校での実践例がまだ少ないことから、モデル校での授業実践を継続し、各地域のがん教育の推進を支援していく。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか がん教育は、生涯にわたって健康な生活を送る資質や能力を身に付けるために必要な教育であり、継続すべき事業である。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	

（各課様式１）

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　　支出科目　款：教育費　項：保健体育費　目：学校健康教育費

事業名　ＧＩＦＵ食のマイスタープロジェクト事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　体育健康課　学校給食係　電話番号：058-272-1111（内 3592 ）
E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　　　　1,500 千円（前年度予算額：　1,500 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500
要求額	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500
決定額	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

県が作成した第３次食育推進基本計画での重点課題の一つに「多様な暮らしに対応し、生涯にわたって間断のない食育の推進」があり、学校現場においても、さらに食の実践的な取組の充実が必要である。家庭や地域との連携・協働体制の中、小学生では基礎的な食の実践力を、中学生では生きた教材である学校給食を通して知識や実践力を、高校生では生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための知識・実践力を養う必要がある。

（２）事業内容

・小学生：学校と家庭を結ぶ食実践プロジェクト「家庭の食育マイスター」の取組の定着と家庭を巻き込んだ体験活動の推進。
・中学生：生きた教材である学校給食を主体的にとらえ、中学生に必要な栄養の特徴等の知識や実践力を身に付ける「中学生学校給食選手権」の開催。
・高校生：高校生の食の実態に応じた、食習慣を改善するための具体的な取組を支援する専門講師の派遣や、実践の紹介。

（３）県負担・補助率の考え方
・県１０/１０
・県内全域への事業であるため、県負担が妥当。

（４）類似事業の有無
・無

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	412	審査員・講師謝金等
旅費	362	審査員・講師旅費等
需用費	726	食品衛生に係る消耗品、食育マイスターリーフレット印刷等
合計	1,500	

決定額の考え方

４　参考事項
（１）各種計画での位置づけ
・第３次岐阜県教育ビジョン
基本方針３　未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進
目標 17　健康教育・食育の推進
・第３次　岐阜県食育推進基本計画

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

小学生では、「食が分かる・食を作る・食を働きかけるぎふの子」を育てます。中学生では、学校給食を主体的にとらえ、栄養価などの知識や実践力を身に付けます。高校生では、食の知識や技術を日常の食生活で実践し、食の自立の課題解決に取組む生徒を目指します。地域へは、学校給食への理解や食育への関心を高めます。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目　標	達成率
マイスター委嘱人数	0人 (H　)	18,540人 (H30)	18,359人 (R1)	18,328人 (R2)	18,200人 (R3)	100%
学校給食選手権参加校数	0校 (H　)	28校 (H29)	35校 (H30)	38校 (R1)	40校 (R2)	95.0%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

小学生家庭の食育マイスターへの委嘱：18，359名

中学生学校給食選手権での実技審査へ9校の選出、グランプリ賞等の選出

高等学校・特別支援学校への講師派遣10校12講座

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

【食育マイスター】

・委嘱状を交付し、食のマイスターの任務を達成するための意欲を高めた。

・継続的な記録ができるリーフレットを活用しながら、食育マイスターとして学習の場を学校のみならず家庭へと広げた。

【高校食育リーダー】

・高校の実態に応じた専門的な講師を派遣し、健康や栄養に関する知識、調理技術を習得することができた。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い　　△：必要性が低い	
(評価) ○	第３次食育推進基本計画では、若い世代を中心とした食育の推進が求められており、実践力を育てる事業の必要性が高まっている。(学校種における実践力育成の取組としては必要である。)
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	校内での学校給食や食への興味関心に影響されているので、事業の趣旨に対する理解を高める。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている　　△：向上の余地がある	
(評価) ○	マイスター委嘱、中学生学校給食選手権などによって、意欲的に食への関心が高まっている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

家庭の食育マイスターでは、家庭と連携した各学校の取組の工夫。中学生学校給食選手権では、生徒の関心を高めるための事前の食に関する指導や食育の視点を踏まえた授業の位置付け。高校生食育リーダーでは、実践力が身に付いたことの評価方法の検討。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

・県民ニーズが高い小学生家庭の食育マイスターの取組は、児童の食への興味関心や家庭科の学習を発展させた活動として好評価を得ているため、継続して実施していく。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	

（各課様式１）

予　算　要　求　資　料

令和３年度当初予算　　　支出科目　款：教育費　項：保健体育費　目：学校健康教育費

事業名　食物アレルギー対策事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）
教育委員会　体育健康課　学校保健係　電話番号：058-272-1111（内 3592 ）
E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

１　事業費　　　　　　　　　452 千円（前年度予算額：　452　千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	452	0	0	0	0	0	0	0	452
要求額	452	0	0	0	0	0	0	0	452
決定額	452	0	0	0	0	0	0	0	452

２　要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

食物アレルギーを有する児童生徒の増加とともに、アナフィラキシーショックを起こした場合にその場で注射するアドレナリン自己注射薬「エピペン®」を処方されている児童生徒は増加傾向にある。

こうした実態の中で、アレルギーの学校生活管理指導表に基づく対応が必要な児童生徒が、安全・安心な学校生活を送るためには、食物アレルギーを含めたアナフィラキシーに対する最新の知見を収集し、教職員がアレルギーに関する専門的な知識を身に付け、連携して事故等の未然防止を含めた適切な対応を充実させる必要がある。

（２）事業内容

・食物アレルギー対策委員会の開催
・市町村が実施する研修会への専門医の派遣

（３）県負担・補助率の考え方

・県１０/１０
・県内の学校に対して、危機管理上重要な事業であるため、県負担が妥当。

（４）類似事業の有無

・無

３　事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	407	対策委員会委員及び講師謝金
旅費	45	対策委員会委員及び講師旅費
合計	452	

決定額の考え方

４　参考事項

（１）各種計画での位置づけ

第３次教育ビジョン

基本方針５　学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

目標２７　子どもたちの安全・安の確保と危機管理体制の充実

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

1　事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　食物アレルギーを有する児童生徒等が安全･安心な学校生活を送るために、学校生活管理指導表を使用し、事故を未然に防ぎます。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値(前々年度末時点)	目　標	達成率
要アレルギー対応児童生徒のうち管理指導表を使用している児童生徒の割合	（H　）	（H　）	（H　）	53.2（H29）	50（H30）	100%
	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	（H　）	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
①市町村教育委員会等の食物アレルギー研修会への専門医の派遣
②本県のアレルギー対応における課題とその解決に向けた協議

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
①市町村教育委員会等の要望に基づき、食物アレルギー研修会に専門医を講師派遣し、緊急時及び日常の指導・管理の充実に向けた教職員の資質の向上に資することができる。
②小中学校の教職員はもちろん、幼稚園や自然の家の職員等様々な職員への研修の機会が設定され、対応の充実が図られている。

2　事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い　　△：必要性が低い	
（評価） ○	喫緊の健康課題として、どの学校にも在籍する食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心な学校生活を送るうえで、生命にかかわる重要な事業である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	学校生活管理指導表を活用して管理することの周知が図られ、活用率が高まった。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている　　△：向上の余地がある	
（評価） ○	食物アレルギー対策委員会の開催及び専門医の派遣について、教職員の資質向上に資することができている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

学校における食物アレルギー対応について、学校生活管理指導表に基づく適切な管理ができるように、給食等の対応を保護者と共に協議し決定すると同時に、全教職員が管理内容を理解し、対応にあたる必要がある。

また、給食の誤飲誤食を起因としないアナフィラキシー症状による救急搬送が起きており、学校における救急対応について全教職員が共通理解し、全教職員が同様の対応ができるよう研修の機会の充実を図る必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

各地区で開催する研修会や救急搬送の事案が起きた学校等に重点的に専門医を派遣することで、各学校における学校生活管理指導表に基づいた適切な対応とアナフィラキシー症状への対応の徹底を図る。

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果　など	